



総務常任委員会

森 しずか 委員  
山村 悦三 委員  
松木 義昭 委員  
いとうまい 委員長  
重村 啓二郎 委員  
前田 辰一 委員  
帰山 和也 副委員長



民生文教常任委員会

木野下 章 委員  
都筑 省三 委員  
中島かおり 委員  
畑中 俊彦 委員長  
徳田 直彦 委員  
山口みさえ 委員  
長野 良三 副委員長



都市環境常任委員会

中村 修一 委員  
幣原 みや 委員  
長谷 基弘 委員  
田原 俊彦 委員長  
中島 健一 委員  
大久保文雄 委員  
助野 勇 副委員長

議長・副議長など選出  
新しい議会体制整う

第二回定例会初日の六月十一日(金)に、議長、副議長をはじめ議会役員の新体制を整いました。また、各常任委員会や議会運営委員会等の委員も選任し、議会の新体制が整いましたので、紹介します。



幣原 みや 副議長  
徳田 直彦 議長

六月十一日(金)には、市長から次の人事案件の議案の提出があり、審議の結果、同意しました。(敬称略)

公平委員会委員(任期・四年)  
▽山内 修身(やまうち おさみ) 神戸市灘区在住  
人権擁護委員(任期・三年)  
▽竹本 隆彦(たけもと たかひこ) 川西町在住

人事案件

監査委員(議会選出)  
松木 義昭  
各常任委員会(左に掲載)  
議会運営委員会  
委員長 山村 悦三  
副委員長 中島かおり  
委員 幣原 みや  
委員 田原 俊彦

陳情の委員会審査結果

陳情番号	件名	審査を行った委員会	結果
19	「永住外国人地方参政権付与」反対についての陳情書	総務常任委員会	結論を得ず(6/16)
20	人権擁護法案の成立に反対する陳情書	民生文教常任委員会	結論を得ず(6/15)
21	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情書	民生文教常任委員会	不採択(6/15)
22	改正国籍法の厳格な制度運用を求める陳情書	民生文教常任委員会	結論を得ず(6/15)
23	あしや温泉の入浴料金に関する陳情書	都市環境常任委員会	結論を得ず(6/14)
24	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書	民生文教常任委員会	不採択(6/15)

付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案

議案番号	件名	結果
報1	市税条例の一部改正	承認(6/30)
報2	国民健康保険条例の一部改正	承認(6/30)
報3	国民健康保険条例の一部改正	承認(6/30)
報4	22年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	承認(6/30)
報5	訴えの提起について	承認(6/30)
報9	損害賠償の額を定めることについて	承認(6/30)
41	公平委員会委員の選任	同意(6/11)
42	人権擁護委員の候補者の推薦	同意(6/11)
43	市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	可決(6/30)
44	市職員の退職手当に関する条例及び市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正	可決(6/30)
45	市税条例の一部改正	可決(6/30)
46	市立美術館条例の一部改正	可決(6/30)
47	保健福祉センターの設置に関する条例の制定	可決(6/30)
48	福祉センターの管理に関する条例の制定	可決(6/30)
49	歯科センターの管理に関する条例の制定	可決(6/30)
50	福祉医療費の助成に関する条例の一部改正	可決(6/30)
51	国民健康保険条例の一部改正	可決(6/30)
52	霊園使用条例の一部改正	可決(6/30)
53	火災予防条例の一部改正	可決(6/30)
54	22年度一般会計補正予算(第1号)	可決(6/30)
55	22年度病院事業会計補正予算(第1号)	可決(6/30)
56	市立みどり地域生活支援センター建替工事請負契約の締結	可決(6/30)
57	訴えの提起について	可決(6/30)
58	指定金融機関の指定	可決(6/11)
59	監査委員の選任	同意(6/11)
議提 31	少人数学級実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	可決(6/30)
請願 33	少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願書	採択(6/30)
34	待機児童の解決を急ぎ、安心して預けられる保育を求める請願書	継続審査(6/30)
35	保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書	継続審査(6/30)

可決した意見書

少人数学級実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子供たちは、どこに生まれ住んでいても教育の機会と均等が保障されなければならない、義務教育費国庫負担制度は不可欠な制度として機能をしてきた。義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。我が国の教育環境は、学級編制基準が長らく据え置かれているもと、各自治体判断による弾力的運用で少人数学級の取り組みが進んでいる。しかし、OECD加盟諸国に比べると1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数は加盟国平均よりも多くなっており、子供と向き合う時間の確保や丁寧な対応などを行うため、学級規模の引き下げが国民的要望となっている。また、GDPに占める教育公費負担率は加盟国中で著しく低い現状にある。さらに、この間、国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい地方財政の現状から全国的な教育水準の維持向上が危惧をされている。よって、本市議会は、国において、以下の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

- OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で少人数学級を推進すること。
  - 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣